

「栄区いたち川マスコットタッチーくん」デザイン使用に関する取扱要綱

制 定 平成 29 年 10 月 2 日
最近改定 令和 6 年 7 月 26 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、栄区のシンボルリバーである「いたち川」を、より区民に親しみを持ってもらう目的で制定した「栄区いたち川マスコットタッチーくん」（以下「タッチーくん」という。）のデザインの使用に関し、必要な事項を定める。

（権利）

第 2 条 「タッチーくん」のデザインに関する一切の権利は、栄区に属する。

（使用目的）

第 3 条 「タッチーくん」のデザインは、栄区民の栄区への愛着や誇りを高めるとともに、栄区のイメージを区の内外に発信するために使用するものとする。

（使用できる者）

第 4 条 「タッチーくん」のデザインは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前条に定める使用目的を有することを条件に、何人でも自由に使用することができる。

- (1) 横浜市並びに栄区の信用及び品位を損なうとき又はその恐れのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はその恐れのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はその恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与えるとき又はその恐れのあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その使用が不適當であると区長が認めるとき。

（使用承認申請）

第 5 条 「タッチーくん」のデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「栄区いたち川マスコットタッチーくん」デザイン使用承認申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に見本を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提出を省略することができる。

- (1) 営利を目的とせず、個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合。
 - (2) その他区長が適當と認めたとき。
- 2 前項の申請にあたっては原則として、デザインを使用する商品や印刷物等一件につき、一枚の申請書を提出するものとする。ただし、同時に二件以上の申請をする場合には、「『栄区いたち川マスコットタッチーくん』デザイン使用承認申請書（別紙）」（様式第 1 号の 2）を一枚の申請書に添えて申請をすることとする。

（使用承認）

第 6 条 区長は、前条の規定により申請書の提出があった場合、使用の可否について審査し、その結果を「栄区いたち川マスコットタッチーくん」デザイン使用承認通知書（様式第 2 号）又は「栄区いたち川マスコットタッチーくん」デザイン使用不承認通知書（様式第 3 号）により申請者へ通知するものとする。

（使用承認期間）

第 7 条 前条の規定により使用を承認する期間は、次に定めるとおりとする。

- (1) 営利目的として使用する場合は、承認日から起算して1年間を限度とする。
 - (2) その他の場合は、承認日から使用を終了するまでの期間とする。
- 2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は第5条の規定により申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 第6条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の使用方法を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容のみに使用すること。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「タッチーくん」のデザイン・色は、栄区が所有するデザイン集に基づいて使用し、デザインを変形させたり、無断でほかの図形等と重ねるなどの応用使用はしないこと。ただし、区長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 「タッチーくん」には、「栄区 いたち川マスコット タッチーくん」とキャプションを付記すること。ただし、スペース等の関係により、キャプションを付記することが困難な場合は、区長が認めた表記方法とすること。
- (5) 「タッチーくん」のイメージを損なう使用をしないこと。
- (6) 作成または製造する物件（以下「使用物件」という。）について報告を求められた場合は、完成後、速やかに区長に提出すること。
ただし、使用物件の提出が困難な場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (7) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(使用料)

第9条 「タッチーくん」のデザインは、無料で使用できるものとする。

(使用承認内容の変更)

第10条 使用者は、申請内容に変更が生じた場合、速やかに「栄区いたち川マスコットタッチーくん」デザイン使用変更承認申請書（様式第4号。以下「変更承認申請書」という。）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合、変更の可否について審査し、その結果を「栄区いたち川マスコットタッチーくん」デザイン使用変更承認通知書（様式第5号）又は「栄区いたち川マスコットタッチーくん」デザイン使用変更不承認通知書（様式第6号）により使用者へ通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第11条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
 - (3) 前各号に定めるもののほか、区長が不相当と認めるとき。
- 2 区長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に「栄区いたち川マスコットタッチーくん」デザイン使用承認取消通知書（様式第7号。以下「使用承認取消通知書」という。）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消通知書により通知があった日以降、当該使用物件を使用してはならない。
- 4 区長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収

を求めることができる。

(責任の制限)

第12条 前条の規定により使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、区はその責めを負わない。

- 2 使用者が「タッチーくん」のデザイン使用によって第三者に対し、損害又は損失を与えた場合でも、区は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。
- 3 使用者は「タッチーくん」のデザイン使用に際して故意又は過失により栄区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を栄区に賠償しなければならない。

(管理)

第13条 「タッチーくん」の使用管理及びこの要綱に関する事務等については、区政推進課が所管する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、「タッチーくん」のデザイン使用に関し必要な事項は、別に区長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月2日から施行する。
- 2 「栄区いち川マスコットタッチーくん」デザイン利用許諾取扱要綱（平成23年7月1日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月26日から施行する。